可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会

改正　平成２９年３月２２日

（目 的)

第１条　一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、ダンプ車両が作業の都合によって行う固定式突入防止装置の取外しを防止し、不正改造車両（突入防止装置未装着車両）の追放を図るべく、可動式突入防止装置の導入を促進するため、装置導入費用の一部を助成する。

（対象装置）

第２条 助成の対象となる可動式突入防止装置（以下「装置」という。）とは、道路運送車両の保安基準（第18条の2）及び保安基準の細目告示（第180条）の基準に適合するもので、次の各号に該当するものとする。

① 自動式および手動式のどちらも可とする。

② バンバとステイのセットを原則とするがステイのみでも可とする。

（助成対象）

第３条 助成の対象は、鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が各年度の４月１日から同年度の１月末日の間に、新品装置を現金もしくは割賦販売で購入（以下「購入」という。）またはリースで装着する際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対して助成を行なう。

（装着対象車両）

第４条 装置を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置を鳥取県内に有する営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

（助成金の交付額）

第５条　１台当たりの助成金の交付額は、導入費用の２分の１とし、限度額は１０万円とする。

 ただし、千円未満は切捨てとする。

（助成の上限台数）

第６条 １会員事業者に対する助成台数は、その都度定める。

（交付申請）

第７条　会員事業者は、様式１の「可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は受付を終了するものとする。

２　前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

（交付決定）

第８条　鳥ト協は、前条の申請が適切であり、交付を適当と認めたときは、様式２の「可動式突入防止装置導入促進助成金交付決定通知書」により申請者に通知する。

２　鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告・助成金請求）

第９条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式３の「可動式突入防止装置導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下実績報告書」という。）および様式４の「可動式突入防止装置装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

２ 前項の実績報告に必要な添付書類は別に定める。

（助成金の交付）

第10条　鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、購入およびリースによる導入とも会員事業者へ助成金を交付する。

（申請の変更・取下げ）

第11条　交付決定後、申請の変更または取下げをするときには、会員事業者は速やかに様式５の「可動式突入防止装置導入助成金交付申請（変更・取下）届出書」を、鳥ト協へ提出しなければならない。

（装置の処分制限）

第12条　会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（助成金の返還）

第13条　鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

（１）この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２ 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第14条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

（附　則）

 　本要綱は平成２０年８月１日から施行する。

　　平成２５年１０月１日　　一部改正（平成２５年４月１日施行）

　　　第１条・第３条・第４条・第７条第１項・第９条・第１０条・第１１条・

第１２条

　　平成２９年３月２２日　　一部改正（平成２９年４月１日施行）

　　　第１３条